

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

長井市の人口は令和 2 年の国勢調査によると 26,543 人となり、少子高齢社会の進展及び首都圏等への転出増により減少傾向が続いている。特に産業の担い手である生産年齢人口は平成 12 年からの 20 年間で約 5,300 人減少している。

産業分野においては市内に所在する事業所数が平成 28 年から令和 3 年までの 6 年間で 1,592 事業所から 1,501 事業所へ減少している。産業分類別に見ると、卸売・小売業、建設業、製造業の 3 業種で約半数を占めているが、いずれの業種でも事業所数は減少しており、その他業種においても、医療・福祉業を除いたほぼ全業種で横ばいまたは減少となっている。

また、市内中小企業者においては前述の生産年齢人口の減少により、人材確保が困難となり、事業継続・拡大及び継続的な事業の発展が課題となっている。これに対して長井市では市内工業高校を中心とした人材育成に加えて、中小企業の生産性を向上させることで、発展的に事業を継続できる体制を構築したい。

(2) 目標

長井市では中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備の導入を促すことで、市内企業による積極的な設備投資が行われる自治体の 1 つとなり、産業の継続的な発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 30 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(国の中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率 3%以上、向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

長井市は基幹産業である製造業を中心に卸売・小売業、農業、建設業等、多様な業種が展開しており、幅広い産業集積により生活の基盤となる経済・雇用が支えられている。したがって、生産性向上実現のためにはこれら多様な産業による、各種設備投資が求められることから、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

長井市では市内 6 地区(中央、致芳、西根、平野、豊田、伊佐沢)に幅広く産業が立地している。本計画においては、広く事業者の生産性を向上する観点から、これら全地区に所在する事業者の生産性向上を実現するため、対象区域を市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

前述のとおり、長井市では幅広い業種の産業集積により生活の基盤となる経済・雇用が支えられており、広く事業者の生産性向上を実現する必要があるため、本計画における対象業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、設備導入による自動化及び省エネの推進、IT 機器導入による業務効率化等と多様である。したがって本計画においては、労働生産性の年率 3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

本計画における計画期間は令和 7 年 4 月 1 日~令和 9 年 3 月 31 日の 2 年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画における計画期間は 3 年間、4 年間、5 年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

本計画においては雇用の安定に資する観点から、人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。また、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについてもこれと同様とする。